

北海道バレーボール協会財政調整基金規程

(設 置)

第1条 北海道バレーボール協会財政の健全かつ円滑な運営を図るため、北海道バレーボール協会財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立)

第2条 基金は、次に掲げる収入を積み立てるものとする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 寄附金
- (3) 基金により生じる収入

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金の管理状況は、毎年度、理事会及び評議員会に報告しなければならない。

(使 用)

第4条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り理事会の決議を経て使用することができる。

- (1) 当該年度の歳入不足を補うための財源に充てるとき。
- (2) その他特に評議員会の決定を経たとき。

2 前条の規定による理事会の決議を経るときは、その目的、繰り戻し等の方法について明らかにしなければならない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月26日から施行する。